

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年8月22日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 藤川 克己

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番2号

【事務連絡者氏名】 青木 章人

【電話番号】 050-4561-2572

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）
（野村SMA・EW向け）
ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）
（野村SMA・EW向け）

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券の金
額】 各ファンドにつき
上限 3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）

ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）

（「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）」を「Aコース」または「ワールドバリューA（野村SMA・EW向け）」、「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）」を「Bコース」または「ワールドバリューB（野村SMA・EW向け）」と略す場合があります。また、両ファンドを総称して「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社（照会先は「(12) その他 その他」をご覧ください。）または委託会社が指定する販売会社（販売会社については委託会社にご照会ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位とします。

（７）【申込期間】

2025年8月23日から2026年2月27日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込の取扱いを行います。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱いします。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座の開設について

ファンドは、投資者と販売会社が締結するSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できるのは、販売会社にSMA取引口座を開設した投資者等に限るものとします。当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

お問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）」

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル （日本を含む）		
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
	年 6 回 （隔月）	欧州		
	年 6 回 （隔月）	アジア		
	年 6 回 （隔月）	オセアニア		
不動産投信	年12回 （毎月）	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （株式））		アフリカ		
資産複合 （ ）	日々	中近東（中東）		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	エマージング		

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

「ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）」

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル （日本を含む）		
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
	年 6 回 （隔月）	欧州		
	年 6 回 （隔月）	アジア		
	年 6 回 （隔月）	オセアニア		
不動産投信	年12回 （毎月）	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （株式））		アフリカ		
資産複合 （ ）	日々	中近東（中東）		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	エマージング		

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. **米国有数の独立系運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社（以下、ファースト・イーグル・インベストメンツ）が運用する「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド（以下、ファースト・イーグルAIF）」へ主に投資します。**
 - ・米ドル建のルクセンブルク籍の会社型投資信託「ファースト・イーグルAIF」と円建の国内籍の投資信託である「CAMネーブルファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。世界の株式等への投資は「ファースト・イーグルAIF」を通じて行います。
 - ・「ファースト・イーグルAIF」の運用は、ファースト・イーグル・インベストメンツのグローバル・バリュー・チームが行います。
2. **主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、米ドルベースで相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。**
 - ・世界各国（エマージング地域にも投資することがあります。）の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
 - ・分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
 - ・特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
 - ・「ファースト・イーグルAIF」において、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。
3. **円ベースでの為替ヘッジを行うAコースと、円ベースでの為替ヘッジを行わないBコースとがあります。**
 - ・Aコースにおいては、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 追加的記載事項 >

主要投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド (ファースト・イーグルAIF)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍 / オープンエンド / 会社型投資信託 (米ドル建)
投資方針	・すべての資産カテゴリーにダイナミックに分散投資することによって資産の成長を目指します。 ・時価総額、地理的分散またはポートフォリオの状況に制約を受けることなく、主として世界の株式および債券に投資します。 ・ドルベースのパフォーマンスを向上させるために、ドルベースで為替ヘッジを行うことがあります。 ・運用プロセスは、発行体の財務内容のファンダメンタル分析、市場の見通し等に基づきます。
投資顧問会社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

ファンド名	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍 / 追加型投信 / 私募投資信託 (円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

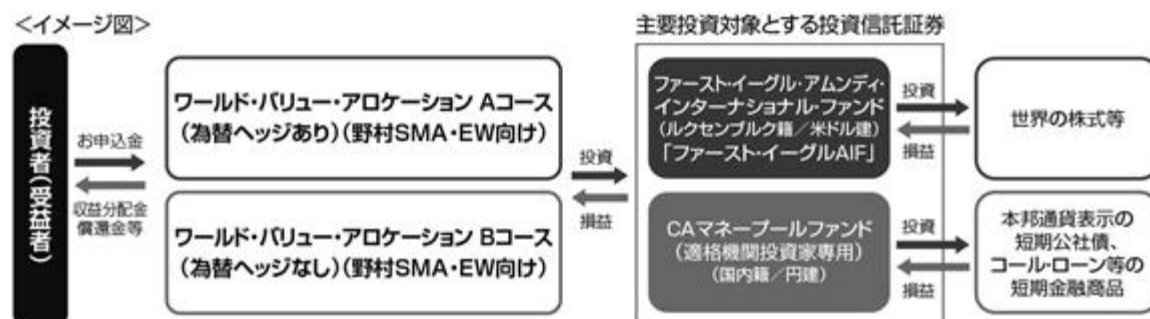
(2) 【ファンドの沿革】

2017年8月25日 投資信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

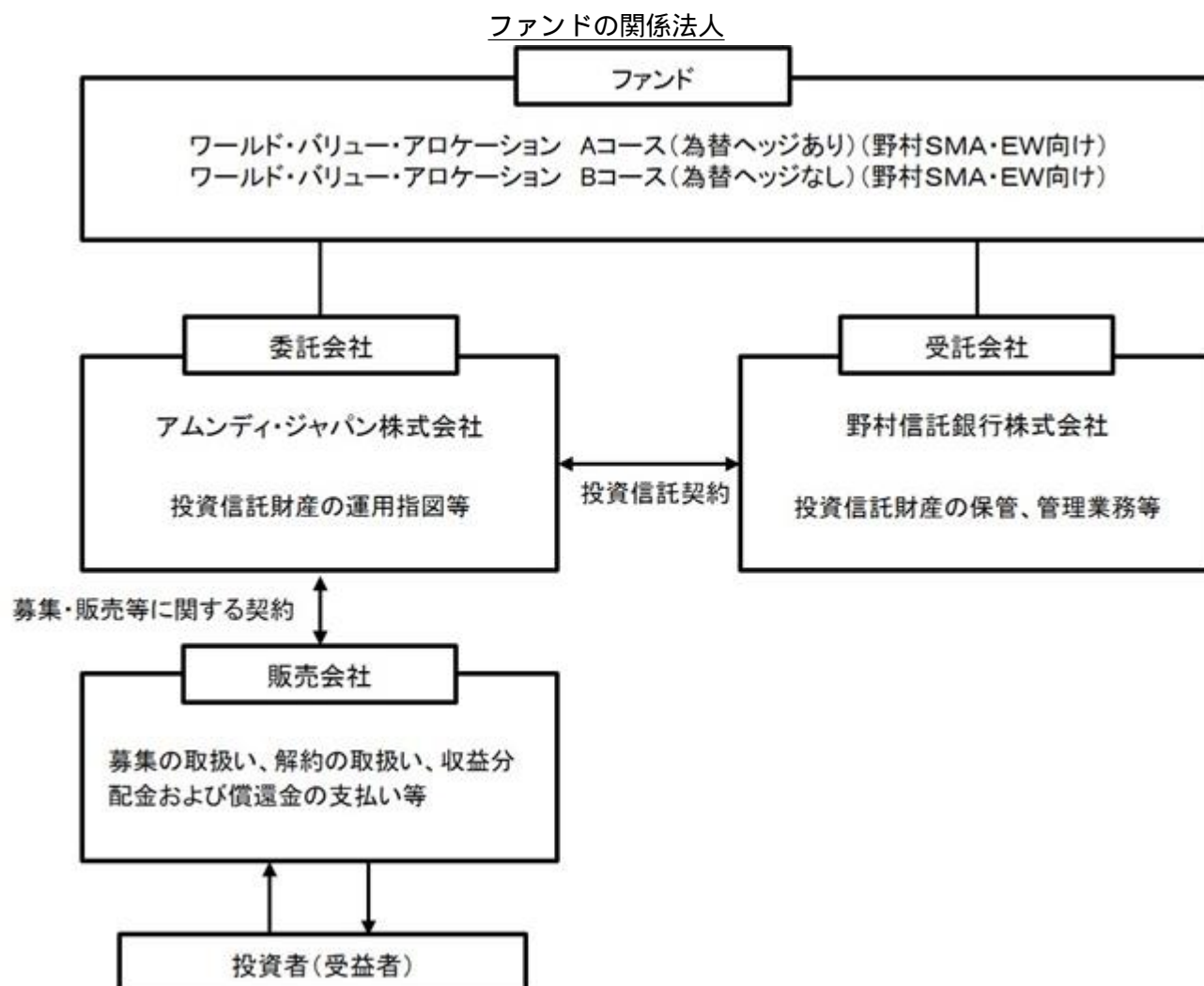
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託証券）に分散投資し、運用を行う仕組みです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

運用方針

投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- （イ）投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ロ）運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- （ハ）主要投資対象の投資信託証券は、「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」および「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」です。
- （ニ）主要投資対象の投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ホ）「Ａコース」においては、原則として外貨建資産の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。「Ｂコース」においては、原則として外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

〔主要投資対象とする投資信託証券の選定方針〕

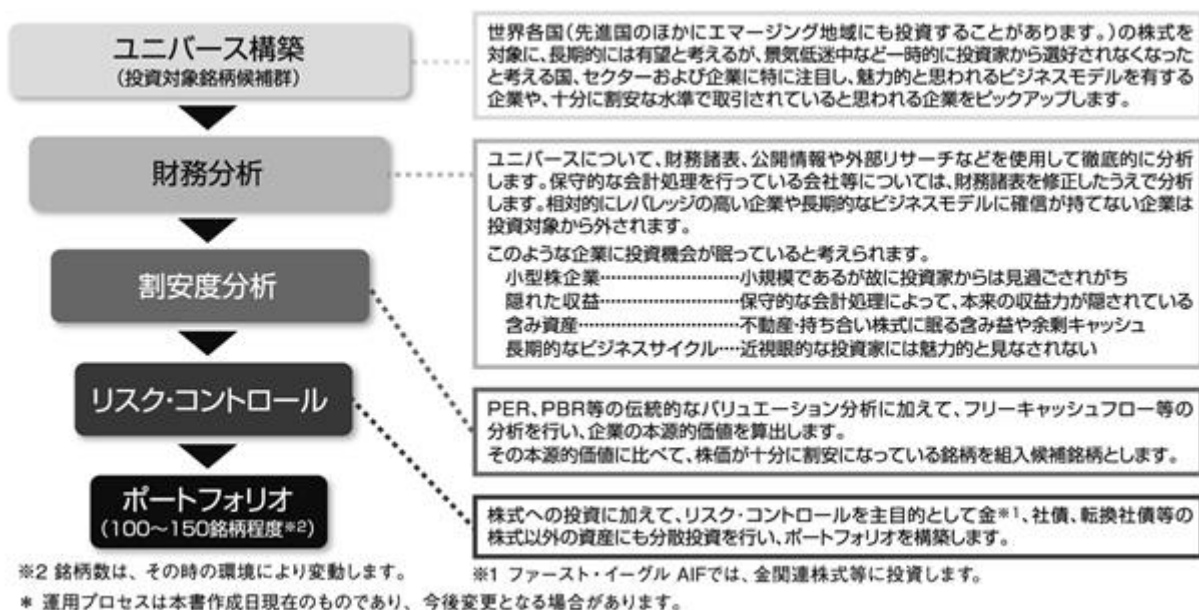
委託会社は、ファースト・イーグル・インベストメンツが運用する世界各国の株式等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 主要投資対象とする投資信託証券の運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 主要投資対象とする投資信託証券において運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 主要投資対象とする投資信託証券またはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を売買する場合、その決済が適切に行われること。

ファンドの運用プロセス

ファンドの投資対象であるファースト・イーグルAIFの運用プロセスは、主に以下の4つで構成されています。



(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド」の投資証券および国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（以下「投資信託証券」といいます。）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券または証書の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．コール・ローン
- ３．手形割引市場において売買される手形
- ４．外国の者に対する権利で３．の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を１．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

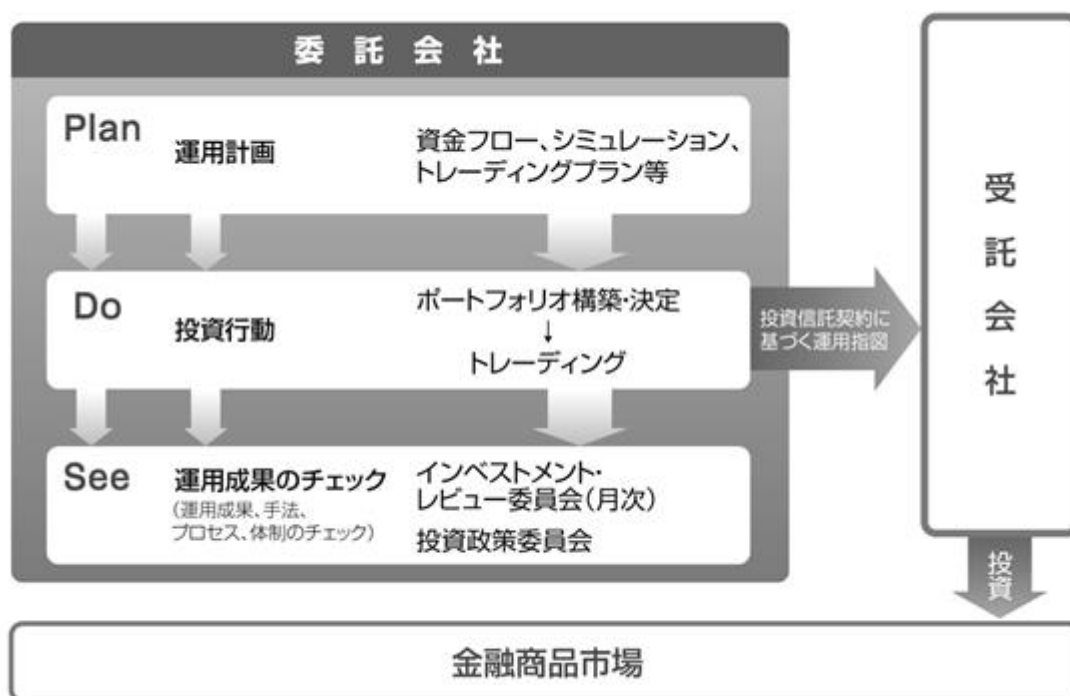
その他

投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- * 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（８名以上）、
投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（年１回、原則として毎年12月６日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の交付

収益分配金は税引後無手数料で原則として自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。また、販売会社と締結する別に定める契約によっては再投資が行われない場合があります。

（５）【投資制限】

- １） 株式への直接投資は行いません。
- ２） 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ３） 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ４） 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ５） 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があります。金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。また、取引・税制に新たな規制が突然設けられた場合、運用方針に沿った運用ができなくなることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、実質的に投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

「Aコース」、「Bコース」が主要投資対象とする「ファースト・イーグルAIF」では、米ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

「Aコース」では、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。米ドルと円の為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルと円の為替レートの変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

「Bコース」では、米ドル建の「ファースト・イーグルAIF」に対して、米ドルと円の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。したがって投資する外貨建資産の為替レートの変動の影響を受けます。

金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらは、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、ファンドの購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

その他の留意事項

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（実質投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）がある場合は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合、主要投資対象とする投資信託証券が繰上償還となった場合等には、信託を終了させることがあります。

流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係

・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託の保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

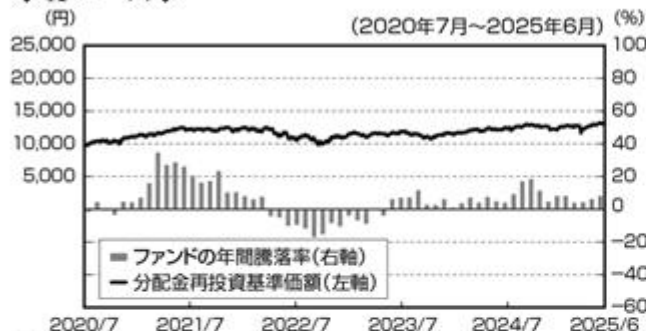
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

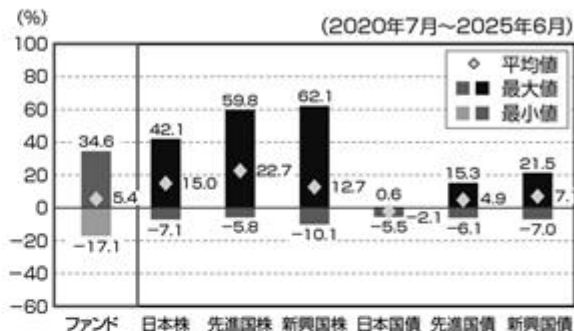
◆ A コース ◆



◆ B コース ◆



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2020年7月から2025年6月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRIC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRICに帰属します。

先進国国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

(信託報酬の配分)

ファン ド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.286%（税抜0.26%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。		
	（信託報酬の配分）		
	支払先	料率（年率）	役務の内容
	委託会社	0.20%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.03%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。			

投資対 象とす る投資 信託証 券	名称	料率（年率）
	ファースト・イーグルAIF	1.0%（上限）
	CAマネーブルファンド （適格機関投資家専用）	0.385%（税抜0.35%）（上限） 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1．当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2．当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35
この他に、「ファースト・イーグルAIF」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。 成功報酬算定期間（毎年3月1日から翌年2月末日まで）において、「ファースト・イーグルAIF」の基準価額（当該日の成功報酬計算前）の収益率が、SOFR（担保付翌日物調達金利）+4.3%（年率）を上回った場合に、当該超過分に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上（再計算）されます（値下がり場合は戻し入れされます）。		

実質的な負担の上限	純資産総額に対して年率1.286%（税込） ファンドの信託報酬率0.286%（年率・税込）に主要投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率1.0%）を加算しております。実際の信託報酬の合計額は主要投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。
-----------	---

なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６カ月の終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

「ファースト・イーグルAIF」においてはルクセンブルクの年次税（年率0.01％）などの諸費用がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2025年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税5％）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所

得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注)ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
----	--------------------------------

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

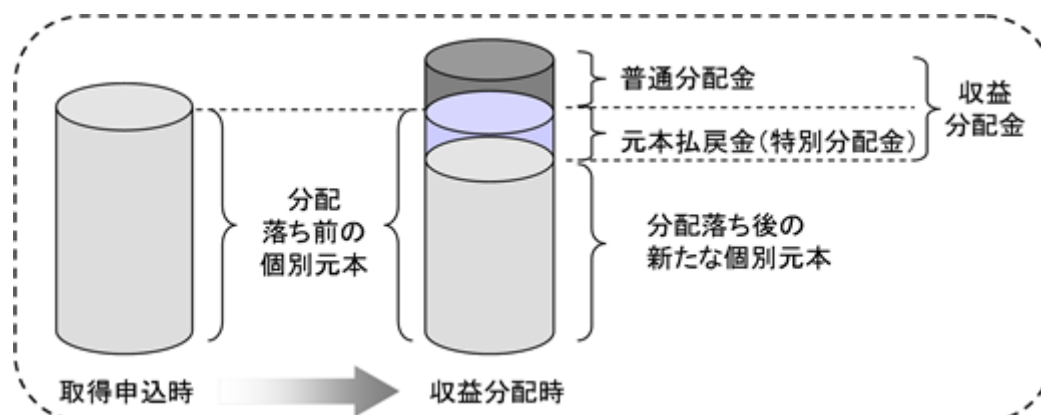
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

（参考情報）ファンドの総経費率

（対象期間：2023年12月7日～2024年12月6日）

	総経費率（① + ②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
A コース	1.44%	0.28%	1.16%
B コース	1.41%	0.28%	1.13%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

【ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）】

（１）【投資状況】

2025年6月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	1,237,422,935	100.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,101,512	0.25
合計（純資産総額）		1,234,321,523	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建／ 売建	国／地域	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	日本	1,229,677,980	99.62

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年6月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	2,754.518	420,704.53	1,158,838,207	449,233.92	1,237,422,935	100.25
2	日本	投資信託受益証券	C A マネー・プール・ファンド（適格機関投資家専用）	100	1.002	100	1.0032	100	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	100.25
合計		100.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	売建	8,510,000.00	1,209,780,886	1,229,677,980	99.62

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2017年12月 6日)	274,422,661	274,422,661	1.0307	1.0307
第2期計算期間末 (2018年12月 6日)	1,014,968,088	1,014,968,088	0.9655	0.9655
第3期計算期間末 (2019年12月 6日)	969,304,455	969,304,455	1.0405	1.0405
第4期計算期間末 (2020年12月 7日)	953,888,040	953,888,040	1.1073	1.1073
第5期計算期間末 (2021年12月 6日)	1,313,203,786	1,313,203,786	1.1908	1.1908
第6期計算期間末 (2022年12月 6日)	1,713,502,659	1,713,502,659	1.1087	1.1087
第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	1,593,539,825	1,593,539,825	1.1314	1.1314
第8期計算期間末 (2024年12月 6日)	1,286,483,812	1,286,483,812	1.2674	1.2674
2024年 6月末日	1,568,232,031	—	1.2177	—
7月末日	1,619,382,274	—	1.2381	—
8月末日	1,633,520,979	—	1.2668	—
9月末日	1,644,756,802	—	1.2988	—
10月末日	1,541,649,579	—	1.2763	—
11月末日	1,285,618,462	—	1.2619	—
12月末日	1,234,657,953	—	1.2247	—
2025年 1月末日	1,256,739,187	—	1.2677	—
2月末日	1,238,262,297	—	1.2655	—
3月末日	1,220,619,668	—	1.2697	—
4月末日	1,198,147,567	—	1.2557	—
5月末日	1,221,612,037	—	1.2890	—
6月末日	1,234,321,523	—	1.3167	—

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	0.0000
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0000
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0000
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0000
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	3.1
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	6.3
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	7.8
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	6.4
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	7.5
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	6.9
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	2.0
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	12.0
第9期中間計算期間	2024年12月 7日～2025年 6月 6日	2.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	266,258,987	—	266,258,987
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	1,172,440,858	387,441,805	1,051,258,040
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	500,230,476	619,896,023	931,592,493
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	282,925,712	353,048,034	861,470,171
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	434,074,457	192,790,740	1,102,753,888
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	847,101,427	404,352,822	1,545,502,493
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	331,566,853	468,543,818	1,408,525,528
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	155,748,511	549,213,886	1,015,060,153
第9期中間計算期間	2024年12月 7日～2025年 6月 6日	8,283,750	85,031,814	938,312,089

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）】

（１）【投資状況】

2025年6月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	100	0.00
投資証券	ルクセンブルク	3,599,243,797	99.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	36,324,780	0.99
合計(純資産総額)		3,635,568,677	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年6月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
1	ルクセンブルク	投資証券	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	8,011.959	420,214.00	3,366,737,356	449,233.92	3,599,243,797	99.00
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	100	1.002	100	1.0032	100	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	99.00
合計		99.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年12月 6日）	560,407,215	560,407,215	1.0543	1.0543
第2期計算期間末（2018年12月 6日）	1,614,489,398	1,614,489,398	1.0174	1.0174
第3期計算期間末（2019年12月 6日）	2,452,188,784	2,452,188,784	1.0873	1.0873
第4期計算期間末（2020年12月 7日）	2,221,852,221	2,221,852,221	1.1210	1.1210
第5期計算期間末（2021年12月 6日）	2,409,690,353	2,409,690,353	1.3092	1.3092
第6期計算期間末（2022年12月 6日）	3,254,404,948	3,254,404,948	1.5052	1.5052
第7期計算期間末（2023年12月 6日）	4,666,382,786	4,666,382,786	1.7465	1.7465
第8期計算期間末（2024年12月 6日）	4,052,117,435	4,052,117,435	2.1116	2.1116
2024年 6月末日	4,829,015,646	—	2.1222	—
7月末日	4,411,332,057	—	2.0546	—
8月末日	4,243,109,043	—	2.0087	—
9月末日	4,166,966,306	—	2.0405	—
10月末日	4,353,105,824	—	2.1655	—
11月末日	4,074,279,710	—	2.1092	—
12月末日	4,074,992,410	—	2.1566	—
2025年 1月末日	4,078,375,467	—	2.1894	—
2月末日	3,845,614,146	—	2.1268	—
3月末日	3,696,981,260	—	2.1392	—
4月末日	3,475,342,932	—	2.0270	—
5月末日	3,598,768,514	—	2.1072	—
6月末日	3,635,568,677	—	2.1736	—

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	0.0000
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0000
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0000
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0000
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	5.4
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	3.5
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	6.9
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	3.1
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	16.8
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	15.0
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	16.0
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	20.9
第9期中間計算期間	2024年12月 7日～2025年 6月 6日	0.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2017年 8月25日～2017年12月 6日	608,969,644	77,406,427	531,563,217
第2期計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	1,671,476,881	616,211,429	1,586,828,669
第3期計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	1,555,808,813	887,295,293	2,255,342,189
第4期計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	534,904,849	808,305,306	1,981,941,732
第5期計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	346,537,657	487,896,338	1,840,583,051
第6期計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	999,523,363	677,967,958	2,162,138,456
第7期計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	1,116,539,508	606,824,656	2,671,853,308
第8期計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	223,484,263	976,364,683	1,918,972,888
第9期中間計算期間	2024年12月 7日～2025年 6月 6日	3,373,910	233,861,924	1,688,484,874

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）

運用実績

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2025年6月末日現在

基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 ※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

基準価額と純資産総額

	Aコース	Bコース
基準価額	13,167円	21,736円
純資産総額	12.3億円	36.4億円

分配の推移

決算日	Aコース	Bコース
4期(2020年12月7日)	0円	0円
5期(2021年12月6日)	0円	0円
6期(2022年12月6日)	0円	0円
7期(2023年12月6日)	0円	0円
8期(2024年12月6日)	0円	0円
設定来累計	0円	0円

※分配金は1万口当たり・税引前です。
 ※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

資産配分

	純資産比(%)	
	Aコース	Bコース
ファースト・イーグル AIF	100.25	99.00
CA マネーボールファンド(適格機関投資家専用)	0.00	0.00
現金等	-0.25	1.00
合計	100.00	100.00

※現金等には未払諸費用等を含みます。
 ※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

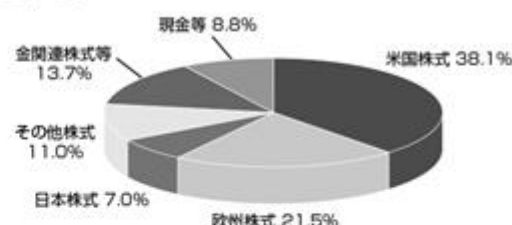
【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグルAIFの直近(2025年5月末日現在)のポートフォリオの状況を記載しています。】

組入株式上位 10 銘柄

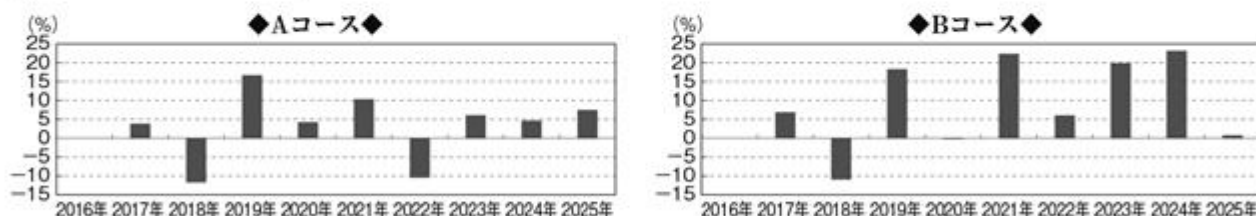
	銘柄名	国名	比率(%)
1	Amundi Physical Gold ETC*	フランス	5.40
2	メタ・プラットフォームズ	米国	2.74
3	オラクル	米国	2.50
4	アルファベット	米国	2.44
5	シェル	英国	2.27
6	iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC*	英国	2.17
7	Xトラッカーズ・フィジカル・ゴールドETC*	英国	2.17
8	HCA ヘルスケア	米国	2.00
9	ベクトン・ディッキンソン	米国	1.89
10	コムキャスト	米国	1.54

※比率は、ファースト・イーグル AIF の純資産総額に対する評価金額の割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。
 *全ETC (Exchange Traded Commodity) です。全ETCは金関連株式等に含まれます。

資産別比率



年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2017年は設定日(8月25日)から年末まで、2025年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとし、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得金額を取得申込受付日から起算して7営業日目までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。



- (3) 申込単位は1円以上1円単位とします。
- (4) 申込手数料はありません。収益分配金を再投資する際も申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を制限または中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- (6) 取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、1口単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、解約請求の申込みは受けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）にお問合わせください。解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（実質投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。また、大口の換金には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により解約請求の受付が中止または取消しされた場合には、受益者は解約請求の受付の中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該解約請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

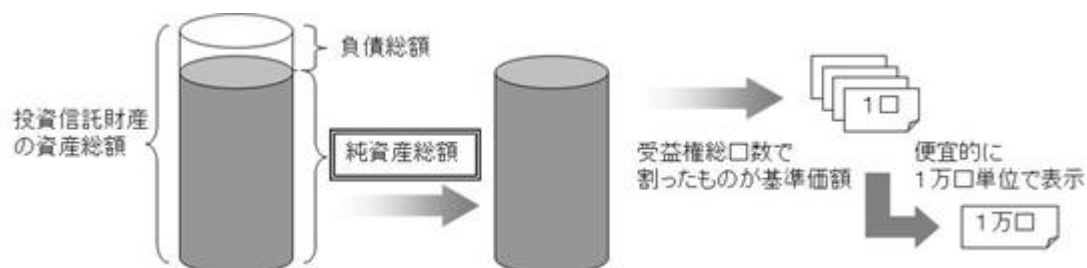
（１）【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記のとおりです。



追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2017年8月25日から2028年2月25日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

各ファンドの計算期間は、毎年12月7日から翌年12月6日までとすることを原則とします。

ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から2017年12月6日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき

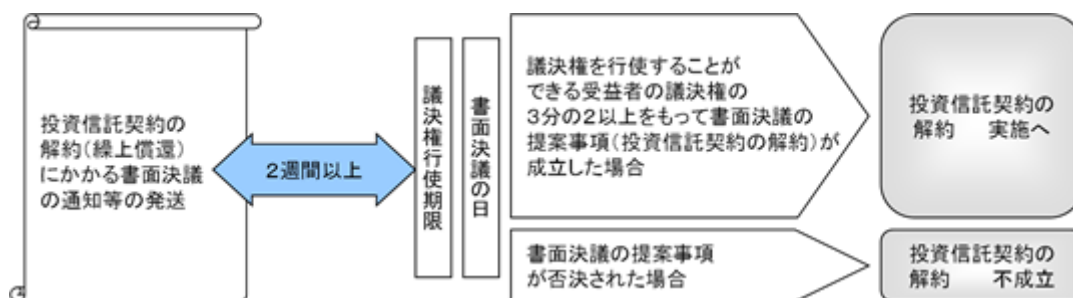
（ロ）委託会社は（イ）の手続にかかわらず、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、（ハ）、（二）の手続にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

（ハ）委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

（二）（ハ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ホ）（ハ）、（二）の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、（ハ）、（二）の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手續 >



(ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

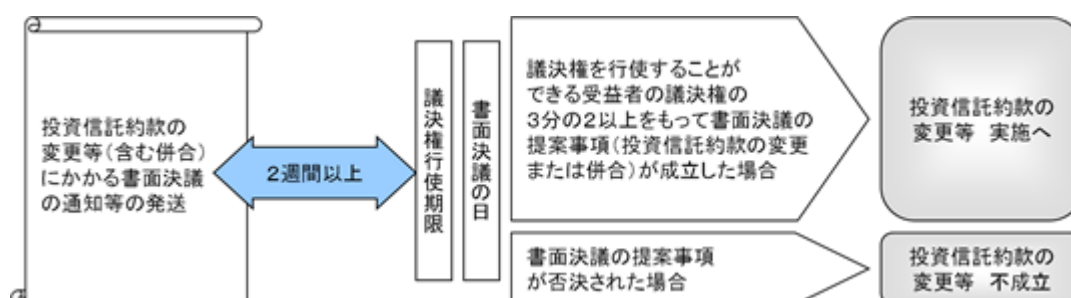
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ)から(ニ)の手續は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は税引後無手数料で原則として自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2023年12月7日から2024年12月6日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
資産の部		
流動資産		
預金	221,235	316,174
コール・ローン	32,415,347	22,765,488
投資信託受益証券	100	100
投資証券	1,535,059,109	1,240,937,528
派生商品評価勘定	32,510,907	2,900,509
未収入金	115,027	29,210,689
未収利息	-	68
流動資産合計	1,600,321,725	1,296,130,556
資産合計	1,600,321,725	1,296,130,556
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,248	-
未払金	-	241,116
未払解約金	4,013,940	6,815,766
未払受託者報酬	273,006	254,764
未払委託者報酬	2,093,037	1,953,191
未払利息	96	-
その他未払費用	389,573	381,907
流動負債合計	6,781,900	9,646,744
負債合計	6,781,900	9,646,744
純資産の部		
元本等		
元本	1,408,525,528	1,015,060,153
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	185,014,297	271,423,659
（分配準備積立金）	61,448,138	147,243,668
元本等合計	1,593,539,825	1,286,483,812
純資産合計	1,593,539,825	1,286,483,812
負債純資産合計	1,600,321,725	1,296,130,556

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
営業収益		
受取利息	65,266	107,244
有価証券売買等損益	152,247,698	279,757,302
為替差損益	106,904,739	89,831,770
営業収益合計	45,408,225	190,032,776
営業費用		
支払利息	24,331	9,532
受託者報酬	556,219	519,029
委託者報酬	4,264,298	3,979,163
その他費用	1,168,776	1,310,564
営業費用合計	6,013,624	5,818,288
営業利益又は営業損失（ ）	39,394,601	184,214,488
経常利益又は経常損失（ ）	39,394,601	184,214,488
当期純利益又は当期純損失（ ）	39,394,601	184,214,488
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	15,379,889	52,181,448
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	168,000,166	185,014,297
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,210,719	28,612,587
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,210,719	28,612,587
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,211,300	74,236,265
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,211,300	74,236,265
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	185,014,297	271,423,659

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第7期計算期間末（2023年12月 6日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第8期計算期間末（2024年12月 6日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1,545,502,493円	1,408,525,528円
	期中追加設定元本額	331,566,853円	155,748,511円
	期中一部解約元本額	468,543,818円	549,213,886円
2.	計算期間末日における受益権の総数	1,408,525,528口	1,015,060,153口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日		第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は215,166,368円 （1万口当たり1,527円）ですが、分配を行っており ません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は271,423,659円 （1万口当たり2,673円）ですが、分配を行っており ません。	
A	費用控除後の配当等収益額 32,569円	A	費用控除後の配当等収益額 79,551円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 107,708,692円
C	収益調整金額 153,718,230円	C	収益調整金額 124,179,991円
D	分配準備積立金額 61,415,569円	D	分配準備積立金額 39,455,425円
E	当ファンドの分配対象収益額 215,166,368円 （A+B+C+D）	E	当ファンドの分配対象収益額 271,423,659円 （A+B+C+D）
F	当ファンドの期末残存受益権口 数 1,408,525,528口	F	当ファンドの期末残存受益権口 数 1,015,060,153口
G	1万口当たり分配対象収益額 1,527円 （E / F × 10,000）	G	1万口当たり分配対象収益額 2,673円 （E / F × 10,000）
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する 注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項につ いては、「（デリバティブ取引等に関す る注記）」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額であり、当該金額自 体がデリバティブ取引のリスクの大きさ を示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	114,513,971	45,000,518
合計	114,513,971	45,000,518

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第7期計算期間末（2023年12月 6日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,555,836,167	-	1,523,337,508	32,498,659
	米ドル	1,555,836,167	-	1,523,337,508	32,498,659
合計		1,555,836,167	-	1,523,337,508	32,498,659

第8期計算期間末（2024年12月 6日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509
	米ドル	1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509
合計		1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第7期計算期間末 （2023年12月 6日）	第8期計算期間末 （2024年12月 6日）
1口当たり純資産額 1.1314円	1口当たり純資産額 1.2674円
(1万口当たり純資産額) (11,314円)	(1万口当たり純資産額) (12,674円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	100	100	
		小計 銘柄数：1	100	100	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			100	
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	2,849.791	8,269,609.01	
		小計 銘柄数：1	2,849.791	8,269,609.01	
		組入時価比率：96.5%		(1,240,937,528) 100.0%	
	合計			1,240,937,528 (1,240,937,528)	
合計				1,240,937,628 (1,240,937,528)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2023年12月7日から2024年12月6日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

【ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
資産の部		
流動資産		
預金	354,152	507,416
コール・ローン	91,953,379	49,078,863
投資信託受益証券	100	100
投資証券	4,593,832,861	3,991,537,503
派生商品評価勘定	-	13,065
未収入金	-	45,017,929
未収利息	-	147
流動資産合計	4,686,140,492	4,086,155,023
資産合計	4,686,140,492	4,086,155,023
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,628,633	27,273,769
未払受託者報酬	759,122	719,370
未払委託者報酬	5,819,907	5,515,106
未払利息	274	-
その他未払費用	549,770	529,343
流動負債合計	19,757,706	34,037,588
負債合計	19,757,706	34,037,588
純資産の部		
元本等		
元本	2,671,853,308	1,918,972,888
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,994,529,478	2,133,144,547
（分配準備積立金）	1,100,765,654	1,376,838,967
元本等合計	4,666,382,786	4,052,117,435
純資産合計	4,666,382,786	4,052,117,435
負債純資産合計	4,686,140,492	4,086,155,023

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
営業収益		
受取利息	106,519	172,903
有価証券売買等損益	356,735,776	770,335,889
為替差損益	324,484,202	104,714,822
営業収益合計	681,326,497	875,223,614
営業費用		
支払利息	73,500	20,415
受託者報酬	1,437,243	1,476,565
委託者報酬	11,018,767	11,320,191
その他費用	1,169,161	1,180,773
営業費用合計	13,698,671	13,997,944
営業利益又は営業損失（ ）	667,627,826	861,225,670
経常利益又は経常損失（ ）	667,627,826	861,225,670
当期純利益又は当期純損失（ ）	667,627,826	861,225,670
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	44,734,976	202,815,138
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,092,266,492	1,994,529,478
剰余金増加額又は欠損金減少額	583,320,700	218,881,628
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	583,320,700	218,881,628
剰余金減少額又は欠損金増加額	303,950,564	738,677,091
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	303,950,564	738,677,091
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,994,529,478	2,133,144,547

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第7期計算期間末（2023年12月 6日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第8期計算期間末（2024年12月 6日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第7期計算期間末 （2023年12月 6日）	第8期計算期間末 （2024年12月 6日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,162,138,456円	2,671,853,308円
	期中追加設定元本額	1,116,539,508円	223,484,263円
	期中一部解約元本額	606,824,656円	976,364,683円
2.	計算期間末日における受益権の総数	2,671,853,308口	1,918,972,888口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日		第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,994,529,478円（1万口当たり7,464円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は2,133,144,547円（1万口当たり11,116円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 30,344円	A	費用控除後の配当等収益額 129,440円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 622,827,837円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 658,281,092円
C	収益調整金額 893,763,824円	C	収益調整金額 756,305,580円
D	分配準備積立金額 477,907,473円	D	分配準備積立金額 718,428,435円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,994,529,478円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,133,144,547円
	（A+B+C+D）		（A+B+C+D）
F	当ファンドの期末残存受益権口数 2,671,853,308口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 1,918,972,888口
G	1万口当たり分配対象収益額 7,464円	G	1万口当たり分配対象収益額 11,116円
	（E / F × 10,000）		（E / F × 10,000）
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項につ いては、「(デリバティブ取引等に関す る注記)」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額であり、当該金額自 体がデリバティブ取引のリスクの大きさ を示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2023年12月 6日)	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	336,499,486	148,900,498
合計	336,499,486	148,900,498

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第7期計算期間末（2023年12月 6日）

該当事項はありません。

第8期計算期間末（2024年12月 6日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	45,013,365	-	45,000,300	13,065
	米ドル	45,013,365	-	45,000,300	13,065
合計		45,013,365	-	45,000,300	13,065

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年12月 6日	第8期計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年12月 6日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第7期計算期間末 （2023年12月 6日）	第8期計算期間末 （2024年12月 6日）
1口当たり純資産額 1.7465円	1口当たり純資産額 2.1116円
(1万口当たり純資産額) (17,465円)	(1万口当たり純資産額) (21,116円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	100	100	
		小計 銘柄数：1	100	100	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			100	
投資証券	米ドル	ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド	9,166.495	26,599,610.18	
		小計 銘柄数：1	9,166.495	26,599,610.18	
		組入時価比率：98.5%		(3,991,537,503) 100.0%	
	合計			3,991,537,503 (3,991,537,503)	
合計				3,991,537,603 (3,991,537,503)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2024年12月7日から2025年6月6日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期計算期間末 （2024年12月 6日）	第9期中間計算期間末 （2025年 6月 6日）
資産の部		
流動資産		
預金	316,174	314,710
コール・ローン	22,765,488	20,975,109
投資信託受益証券	100	100
投資証券	1,240,937,528	1,198,557,231
派生商品評価勘定	2,900,509	-
未収入金	29,210,689	25,784,326
未収利息	68	201
流動資産合計	1,296,130,556	1,245,631,677
資産合計	1,296,130,556	1,245,631,677
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	7,931,271
未払金	241,116	-
未払解約金	6,815,766	12,568,959
未払受託者報酬	254,764	202,041
未払委託者報酬	1,953,191	1,548,927
その他未払費用	381,907	149,300
流動負債合計	9,646,744	22,400,498
負債合計	9,646,744	22,400,498
純資産の部		
元本等		
元本	1,015,060,153	938,312,089
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	271,423,659	284,919,090
（分配準備積立金）	147,243,668	134,959,675
元本等合計	1,286,483,812	1,223,231,179
純資産合計	1,286,483,812	1,223,231,179
負債純資産合計	1,296,130,556	1,245,631,677

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年 6月 6日	第9期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日
営業収益		
受取利息	39,786	43,673
有価証券売買等損益	183,810,325	61,463,549
為替差損益	54,459,952	25,538,619
営業収益合計	129,390,159	35,968,603
営業費用		
支払利息	9,532	-
受託者報酬	264,265	202,041
委託者報酬	2,025,972	1,548,927
その他費用	573,532	497,065
営業費用合計	2,873,301	2,248,033
営業利益又は営業損失（ ）	126,516,858	33,720,570
経常利益又は経常損失（ ）	126,516,858	33,720,570
中間純利益又は中間純損失（ ）	126,516,858	33,720,570
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,852,355	372,934
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	185,014,297	271,423,659
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,535,686	2,132,674
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,535,686	2,132,674
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,338,046	22,730,747
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,338,046	22,730,747
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	289,876,440	284,919,090

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第8期計算期間末 （2024年12月 6日）	第9期中間計算期間末 （2025年 6月 6日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1,408,525,528円	1,015,060,153円
	期中追加設定元本額	155,748,511円	8,283,750円
	期中一部解約元本額	549,213,886円	85,031,814円
2.	中間計算期間末日における受益権の総数	1,015,060,153口	938,312,089口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年 6月 6日	第9期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)	第9期中間計算期間末 (2025年 6月 6日)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する 注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項につ いては、「（デリバティブ取引等に関す る注記）」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額であり、当該金額自 体がデリバティブ取引のリスクの大きさ を示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

第8期計算期間末（2024年12月 6日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509
	米ドル	1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509
合計		1,229,746,195	-	1,226,845,686	2,900,509

第9期中間計算期間末(2025年 6月 6日)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,166,788,369	-	1,174,719,640	7,931,271
	米ドル	1,166,788,369	-	1,174,719,640	7,931,271
合計		1,166,788,369	-	1,174,719,640	7,931,271

(注)時価の算定方法

- 原則として中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

第8期計算期間末 (2024年12月 6日)		第9期中間計算期間末 (2025年 6月 6日)	
1口当たり純資産額	1.2674円	1口当たり純資産額	1.3037円
(1万口当たり純資産額)	(12,674円)	(1万口当たり純資産額)	(13,037円)

ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2024年12月7日から2025年6月6日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)	第9期中間計算期間末 (2025年 6月 6日)
資産の部		
流動資産		
預金	507,416	515,712
コール・ローン	49,078,863	47,428,157
投資信託受益証券	100	100
投資証券	3,991,537,503	3,556,105,525
派生商品評価勘定	13,065	-
未収入金	45,017,929	43,127,895
未収利息	147	454
流動資産合計	4,086,155,023	3,647,177,843
資産合計	4,086,155,023	3,647,177,843
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	295,281
未払解約金	27,273,769	42,521,057
未払受託者報酬	719,370	627,199
未払委託者報酬	5,515,106	4,808,464
その他未払費用	529,343	284,216
流動負債合計	34,037,588	48,536,217
負債合計	34,037,588	48,536,217
純資産の部		
元本等		
元本	1,918,972,888	1,688,484,874
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,133,144,547	1,910,156,752
（分配準備積立金）	1,376,838,967	1,209,139,698
元本等合計	4,052,117,435	3,598,641,626
純資産合計	4,052,117,435	3,598,641,626
負債純資産合計	4,086,155,023	3,647,177,843

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年 6月 6日	第9期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日
営業収益		
受取利息	82,622	106,518
有価証券売買等損益	515,594,262	190,728,769
為替差損益	240,997,938	143,729,922
営業収益合計	756,674,822	47,105,365
営業費用		
支払利息	20,415	-
受託者報酬	757,195	627,199
委託者報酬	5,805,085	4,808,464
その他費用	531,933	419,751
営業費用合計	7,114,628	5,855,414
営業利益又は営業損失（ ）	749,560,194	41,249,951
経常利益又は経常損失（ ）	749,560,194	41,249,951
中間純利益又は中間純損失（ ）	749,560,194	41,249,951
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	78,725,562	8,025,493
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,994,529,478	2,133,144,547
剰余金増加額又は欠損金減少額	176,479,442	3,753,518
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	176,479,442	3,753,518
剰余金減少額又は欠損金増加額	444,441,746	259,965,771
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	444,441,746	259,965,771
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,397,401,806	1,910,156,752

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第8期計算期間末 （2024年12月 6日）	第9期中間計算期間末 （2025年 6月 6日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,671,853,308円	1,918,972,888円
	期中追加設定元本額	223,484,263円	3,373,910円
	期中一部解約元本額	976,364,683円	233,861,924円
2.	中間計算期間末日における受益権の総数	1,918,972,888口	1,688,484,874口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期中間計算期間 自 2023年12月 7日 至 2024年 6月 6日	第9期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (2024年12月 6日)	第9期中間計算期間末 (2025年 6月 6日)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する 注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項につ いては、「（デリバティブ取引等に関す る注記）」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額であり、当該金額自 体がデリバティブ取引のリスクの大きさ を示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

第8期計算期間末（2024年12月 6日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	45,013,365	-	45,000,300	13,065
	米ドル	45,013,365	-	45,000,300	13,065
合計		45,013,365	-	45,000,300	13,065

第9期中間計算期間末(2025年 6月 6日)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	42,818,199	-	43,113,480	295,281
	米ドル	42,818,199	-	43,113,480	295,281
合計		42,818,199	-	43,113,480	295,281

(注)時価の算定方法

- 原則として中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

第8期計算期間末 (2024年12月 6日)		第9期中間計算期間末 (2025年 6月 6日)	
1口当たり純資産額	2.1116円	1口当たり純資産額	2.1313円
(1万口当たり純資産額)	(21,116円)	(1万口当たり純資産額)	(21,313円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）

2025年6月末日現在

資産総額	2,444,537,230円
負債総額	1,210,215,707円
純資産総額（ - ）	1,234,321,523円
発行済口数	937,453,140口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3167円
（1万口当たり純資産額）	（13,167円）

ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）

2025年6月末日現在

資産総額	3,646,228,127円
負債総額	10,659,450円
純資産総額（ - ）	3,635,568,677円
発行済口数	1,672,585,267口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1736円
（1万口当たり純資産額）	（21,736円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

運用に関する最高意思決定機関として、当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

インベストメント・レビュー委員会

1) 当社がファンドまたはアカウントを通じて提供する戦略の運用実績及び投資環境、2) 当社が運用を外部に委託したファンドのパフォーマンス状況等、について運用各部より報告を受けるとともに精査を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	29,029
追加型株式投資信託	113	2,800,788
合 計	125	2,829,817

（2025年5月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨ててして記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)		第 44 期 (2024年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,546,932		9,520,265
前払費用		60,747		69,841
未収入金		29,370		27,990
未収委託者報酬		1,961,693		2,163,372
未収運用受託報酬		1,117,470		1,144,282
未収投資助言報酬		7,182		10,412
未収収益	*1	982,786	*1	869,812
立替金		46,947		46,607
その他		1,425		2,290
流動資産合計		13,754,555		13,854,875
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	439,217	*2	407,033
車両運搬具(純額)		-	*2	271
器具備品(純額)	*2	147,366	*2	118,777
有形固定資産合計		586,583		526,083
無形固定資産				
ソフトウェア		22,005		31,324
ソフトウェア仮勘定		17,463		-
のれん		433,170		379,024
無形固定資産合計		472,639		410,349
投資その他の資産				
金銭の信託		940		1,108,127
投資有価証券		1,086		2,509
長期差入保証金		233,497		234,153
繰延税金資産		271,850		262,423
投資その他の資産合計		507,374		1,607,214
固定資産合計		1,566,598		2,543,647
資産合計		15,321,153		16,398,522

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)	第 44 期 (2024年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	191,778	158,562
未払償還金	686	686
未払手数料	797,813	919,674
その他未払金	332,128	397,911
未払費用	226,016	247,760
未払法人税等	629,616	686,360
未払消費税等	187,657	291,355
賞与引当金	695,744	636,328
役員賞与引当金	135,057	113,497
流動負債合計	3,196,499	3,452,137
固定負債		
退職給付引当金	82,040	28,890
賞与引当金	38,182	36,472
役員賞与引当金	102,113	96,257
資産除去債務	147,505	148,631
固定負債合計	369,842	310,252
負債合計	3,566,341	3,762,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	9,368,501	10,233,274
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,768,501	8,633,274
利益剰余金合計	9,478,594	10,343,367
株主資本合計	11,754,862	12,619,635
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50	16,496
評価・換算差額等合計	50	16,496
純資産合計	11,754,811	12,636,132
負債純資産合計	15,321,153	16,398,522

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	7,179,471	10,275,770
運用受託報酬	2,924,832	3,861,458
投資助言報酬	20,845	28,476
その他営業収益	1,816,212	1,901,290
営業収益合計	11,941,362	16,066,995
営業費用		
支払手数料	3,968,976	5,390,360
広告宣伝費	39,431	50,650
調査費	768,412	907,754
委託調査費	565,189	2,084,794
委託計算費	17,347	16,946
通信費	17,751	11,585
印刷費	49,465	53,204
協会費	18,395	19,389
営業費用合計	5,444,970	8,534,686
一般管理費		
役員報酬	172,049	82,497
給料・手当	2,159,125	2,222,844
賞与	2,721	1,281
役員賞与	35,607	23,283
役員退職金	3,166	-
交際費	12,602	10,999
旅費交通費	61,286	62,098
租税公課	89,355	97,107
不動産賃借料	165,237	162,590
賞与引当金繰入	667,679	500,817
役員賞与引当金繰入	147,108	64,957
退職給付費用	108,439	111,360
固定資産減価償却費	75,980	75,904
商標権償却	10	-
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	304,643	311,861
諸経費	351,495	357,236
一般管理費合計	4,410,656	4,138,987
営業利益	2,085,735	3,393,321
営業外収益		
役員賞与引当金戻入額	83,027	-
賞与引当金戻入額	36,929	-
退職給付引当金戻入額	-	16,854
受取利息	4	9
為替差益	88,564	42,124
雑収入	4,735	836
営業外収益合計	213,261	59,824
営業外費用		
有価証券売却損	-	73,011
雑損失	505	1,722
営業外費用合計	505	74,734
経常利益	2,298,491	3,378,411
税引前当期純利益	2,298,491	3,378,411
法人税、住民税及び事業税	752,388	1,011,514
法人税等調整額	54,273	2,123
法人税等合計	698,115	1,013,638
当期純利益	1,600,376	2,364,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	6,788,124	8,498,217	10,774,485
当期変動額					
剰余金の配当			620,000	620,000	620,000
当期純利益			1,600,376	1,600,376	1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,376	980,376	980,376
当期末残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76	76	10,774,409
当期変動額			
剰余金の配当			620,000
当期純利益			1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	50	50	11,754,811

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			1,500,000	1,500,000	1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	50	50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 782,558 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 48,570 千円

器具備品 123,877 千円

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円

車両運搬具 46 千円

器具備品 135,223 千円

（損益計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
1年内	199,590 千円	198,333 千円
1年超	314,028 千円	115,694 千円
合計	513,618 千円	314,028 千円

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,497	225,234	8,263
資産計	233,497	225,234	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税等

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

その他未払金

未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第43期（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,234	-	225,234
資産計	-	225,234	-	225,234

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,026	73
	小計	2,100	2,026	73
合計		2,100	2,026	73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	131,781	82,040
退職給付費用	71,059	73,760
退職給付の支払額	14,145	-
制度への拠出額	106,654	126,910
退職給付引当金の期末残高	82,040	28,890

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	826,161	912,117
年金資産	758,709	884,966
	67,451	27,150
非積立型制度の退職給付債務	14,589	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890
退職給付に係る負債	82,040	28,890
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,059千円 当事業年度 73,760千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,380千円、当事業年度37,600千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	18,984 千円	11,635 千円
未払費用否認額	55,274 千円	65,489 千円
繰延資産償却額	4,458 千円	4,457 千円
未払事業税	34,321 千円	37,854 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	224,728 千円	206,011 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,347 千円	203 千円
減価償却資産	127 千円	78 千円
資産除去債務	45,166 千円	45,511 千円
その他有価証券評価差額金	22 千円	- 千円
未払事業所税	2,745 千円	2,659 千円
その他	587 千円	- 千円
繰延税金資産小計	408,764 千円	373,901 千円
評価性引当額	96,014 千円	62,793 千円
繰延税金資産合計	312,750 千円	311,108 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	40,900 千円	38,491 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	7,280 千円
その他	- 千円	2,912 千円
繰延税金負債合計	40,900 千円	48,684 千円
繰延税金資産の純額	271,850 千円	262,423 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	法定実行税率と税効果
(調整)	会計適用後の法人税等	会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	の負担率との間の差異
評価性引当金額	が法定実行税率の100	が法定実行税率の100
過年度法人税等	分の5以下であるため	分の5以下であるため
住民税均等割等	注記を省略しております。	注記を省略しております。
その他	す。	す。
税効果会計適用後の法人税などの負担率		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
期首残高	146,387 千円	147,505 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,117 千円	1,126 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	147,505 千円	148,631 千円

（収益認識関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,471	-	7,179,471
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,832
投資助言報酬	20,845	-	20,845
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,362

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）及び第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,802	1,602,304	104,665	11,941,362

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,143,615(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,980	未収運用受託報酬	223,246
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,558

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用受託報酬	269,929

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	4,897.83 円	5,265.05 円
1株当たり当期純利益金額	666.82 円	985.32 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益(千円)	1,600,376	2,364,773
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,600,376	2,364,773
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）の2023年12月7日から2024年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・バリュー・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村SMA・EW向け）の2024年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月14日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）の2023年12月7日から2024年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・バリュー・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）の2024年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月8日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・パリュール・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村 S M A ・ E W向け）の2024年12月7日から2025年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワールド・パリュール・アロケーション Aコース（為替ヘッジあり）（野村 S M A ・ E W向け）の2025年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月7日から2025年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月8日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・パリュール・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）の2024年12月7日から2025年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワールド・パリュール・アロケーション Bコース（為替ヘッジなし）（野村SMA・EW向け）の2025年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月7日から2025年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。